

県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務委託プロポーザル
募集要領

物価高騰や深刻な人手不足等の社会課題に対応するため、デジタルの力を活用して業務効率化や生産性向上を進め、ビジネスモデルの変革（DX）に取り組む県内企業に対して、福井県（以下「県」という。）が「ふくいDX加速化補助金」および「ふくいデジタル導入チャレンジ補助金」を適正かつ円滑に交付することを目的として、県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務（以下「本業務」という。）を委託する。委託先業者の選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルによる募集を行う。

1 委託業務の概要

別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

4,441,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる資格要件を全て満たしている者であること

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に準じ、福井県競争入札参加資格を有する者であること。

なお、福井県競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する福井県競争入札参加資格の申請が提出済であれば、公示業務に関する企画提案への参加資格（以下「参加資格」という。）を有するものとして取り扱う。ただし、企画提案書提出締切時点で福井県競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者ではないこと。

(3) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 福井県のすべての県税において未納がない者であること。

- (6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。
- (7) 過去1年間において、本業務と同種業務について、国または地方公共団体と契約し、履行した実績を有していること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。
 - ア 共同企業体の構成員全てが上記（1）から（6）および（8）の要件を満たすものであること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が上記（7）の要件を満たすものであること。
 - ウ 共同企業体協定書（様式4）を締結していること。

5 受審資格認定申請書の提出

(1) 受審資格認定申請書の提出

①提出期限	令和8年3月11日（水）17時まで（必着）
②提出方法	電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと） 電子メールアドレス：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp
③提出先	福井県産業労働部経営改革課 産業DXグループ
④提出書類	ア 受審資格認定申請書（様式1） イ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは福井県競争入札参加資格審査申請書の写し（受付印が押印されているもの） ウ 福井県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 エ 会社概要書（様式2） オ 会社案内等のパンフレット カ 本業務と同種業務にかかる国または地方公共団体との契約書

	<p>の写し（過去1年以内）</p> <p>キ 参加資格誓約書（様式3）</p> <p>ク 共同企業体の場合、その結成を証する協定書（様式4）を提出すること。なお上記アからエおよびカについては、共同企業体の構成員全ての分を提出することとし、上記オについては、共同企業体の代表構成員のみ提出すること。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和8年3月13日（金）までに電子メールにより、申請者あて通知する。

なお、共同企業体の場合は、参加資格の認定結果は代表構成員あて通知する。

(3) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 参加資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由を求めることができる。この場合においては、令和8年3月16日（月）17時（必着）までに説明を求める旨を記載した書面を電子メールにより、提出しなければならない。

イ 説明を求めたものに対して、令和8年3月18日（水）までに回答する。

6 企画提案書の提出

①提出期限	令和8年3月18日（水）17時（必着）
②提出方法	<p>電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと）</p> <p>※電子メールで受信できない場合があるため、ファイル容量が大きい場合は、次の大容量ファイル送信フォームをご活用ください。</p> <p>【大容量ファイル送信フォーム】</p> <p>（経営改革課を選択して送信してください。）</p>
③提出先	福井県産業労働部経営改革課 産業DXグループ
④提出書類	県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務企画提案書（様式5）
⑤留意点	期日までに書類の提出がない場合は企画提案への参加を辞退したものとみなす。

7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合には、質問票（様式6）に記載のうえ、電子メールにて提出すること。

(1) 受付期限

令和8年3月6日（金）17時（必着）

(2) 提出先

福井県産業労働部経営改革課 産業DXグループ

電子メールアドレス：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

(3) 回答

質問の回答は、令和8年3月10日（火）までに、電子メールにより受審資格者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 到達確認

質問票を提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

8 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

9 審査および選定方法

(1) 審査方法

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、次に掲げる評価基準に従い、県内企業のデジタル投資支援事業関連補助金執行支援業務選定委員会（以下「選定委員会」）において審査を行う。

(2) 委託先候補者の選定

審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を委託先候補者に決定する。

(3) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

①事務局体制

業務を円滑かつ正確に遂行できる体制が提案されているか。

業務量に合わせて、臨機応変に対応できる体制となっているか。

②実施スケジュールおよび進捗管理

実現可能なスケジュールとなっているか。

進捗が遅れた場合の対応策が提案されているか。

③情報セキュリティ体制、個人情報保護体制

情報セキュリティ体制および個人情報保護体制は万全か。

④業務実績

本業務と同種業務の実績を有しているか。

⑤見積額

適正かつ妥当な見積もり額となっているか。

⑥追加提案（任意）

仕様書の内容を超え、提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が提案されているか。

(4) 実施日時

令和8年3月24日（火）実施予定

時間は別途通知する。

(5) 実施場所

別途通知する。

(6) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。審査および選定の結果について公表は行わず、また、選定結果の異議申し立ては一切受け付けない。

10 契約について

受託予定者は、県と必要な協議が整った後、県が指定する期日までに改めて見積書を提出し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(2) 契約書・契約保証金等

契約書（案）のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託先候補者が、契約の締結に応じないとき

イ 委託先候補者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき

ウ その他、委託先候補者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき

11 再委託について

本委託業務のすべてを再委託することは原則認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、福井県に協議の上、その承諾を得るものとする。

12 その他

(1) 企画提案書の作成および提出のための費用については、提案者の負担とする。

(2) 採用された企画提案内容は協議のうえ、変更することがある。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

- (4) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など公示業務の運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となることがある。
- (5) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。
- (6) 公示業務は令和8年度福井県一般会計補正予算案（2月補正）の議決をもって執行するものであり、今回の企画提案書の募集は、その準備行為として行うことに留意すること。

1.3 問い合わせ先、提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部経営改革 産業DXグループ 担当：竹下

電話番号 0776-20-0537

FAX番号 0776-20-0371

電子メールアドレス keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp